

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 17 条第 1 項の規定（法 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定）に基づき、加須都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

1 加須都市計画生産緑地地区の概要

生産緑地地区制度は、都市化の進展に伴い市街化区域内農地において緑地機能等の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とするものである。

また、市街化区域内農地等の積極的活用による住宅・宅地供給の促進を図るため、宅地化するものと保全するものとの区分を明確化し、それぞれの区分に応じた適切な都市計画上の措置を講じ、保全する農地等については、より計画的・永続的な保全を図ることにより農林漁業と調和した良好な都市環境を保全するため、生産緑地地区の指定を行うものである。

加須市においては、この制度の趣旨に基づき、その運用にあたっては農業に従事している者の意向を十分尊重して、昭和 60 年 9 月に生産緑地地区を都市計画決定した。以降数回の変更を経て、現在 79 地区、面積約 13.41ha の生産緑地地区が都市計画決定されている。

2 変更の概要

都市化の進展に対応するため、市街地における低未利用地の有効活用を図るとともに、周辺の土地利用との整合を図るため、第 1 2 号生産緑地地区ほか 2 3 生産緑地地区を変更概要書のとおり変更するものである。

3 変更の必要性

○第 1 2 号生産緑地地区ほか 2 3 生産緑地地区

当生産緑地は、生産緑地法 1 4 条の規定に基づき、同法第 1 0 条の生産緑地地区の指定から 3 0 年が経過したことによる買取り申出の日から起算して 3 月以内に当該生産緑地の所有権移転が行われなかったため、生産緑地地区内における行為の制限が解除されている地区である。